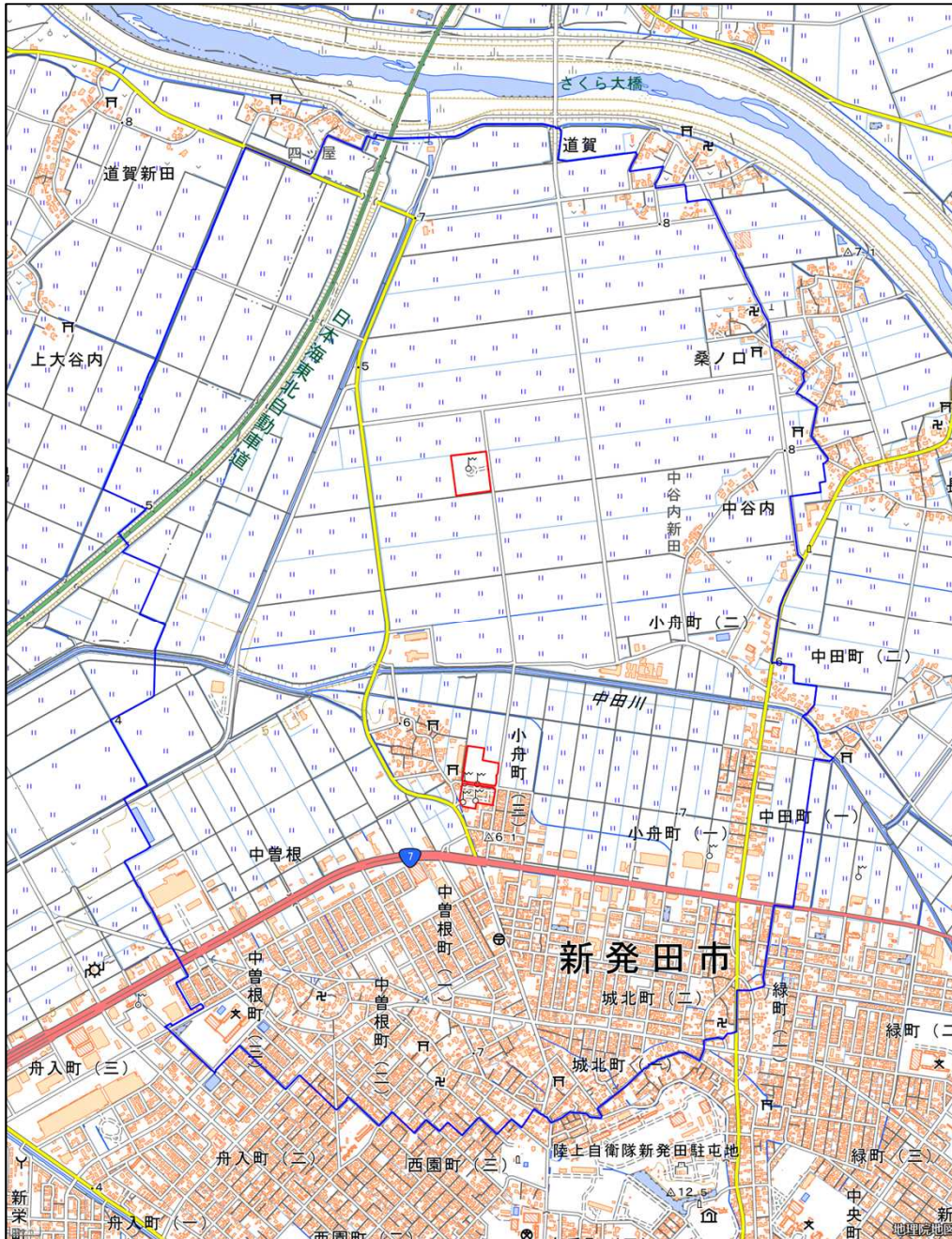


情報本部小舟渡通信所

対象防衛関係施設の所在地	新潟県新発田市	小舟町三丁目二番地十二
対象防衛関係施設の区域	新潟県新発田市	桑ノ口、小舟町及び中谷内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	新潟県新発田市	桑ノ口（次の図面に示す部分に限る。）、小舟渡（次の図面に示す部分に限る。）、小舟町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、城北町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、道賀（次の図面に示す部分に限る。）、中曽根（次の図面に示す部分に限る。）、中曽根町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中田町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、長畑（次の図面に示す部分に限る。）、中谷内（次の図面に示す部分に限る。）、西園町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、舟入町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに緑町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	新潟県北蒲原郡聖籠町	大字上大谷内、大字道賀新田及び大字丸湯（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

情報本部小舟渡通信所周辺地域 (新潟県新発田市小舟町3丁目2番地12)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

